

## マラカイトグリーンについて

## 1. はじめに

厚生労働省は、2005 年 8 月 4 日、輸入時のモニタリング検査において、中国産養殖鰻加工品からマラカイトグリーンが検出された 2 件の違反事例を公表しました。

厚生労働省では、これまでに輸入された中国産鰻についても、在庫品の監視を行うよう各都道府県に依頼するとともに、8 月 4 日以降、中国産養殖鰻及びその加工品の全輸入届出について、輸入時にマラカイトグリーンの検査を実施することとしました。また、登録検査機関の受託体制が整ったことから、8 月 29 日から、食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令を実施しており、マラカイトグリーンが検出されたものの輸入・流通は認められません。

## 2. マラカイトグリーンとは

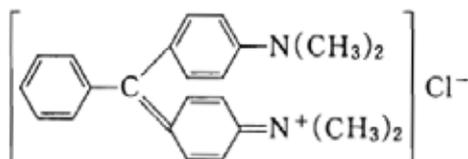
マラカイトグリーンは、緑色の合成色素として絹・羊毛・黄麻・革・綿・紙等の染色に使用されており、その名前は鉱物マラカイト（孔雀石）に似た色であることに由来しています。

また、生体内で酵素により還元され、ロイコマラカイトグリーンになります。

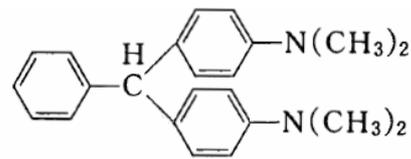
(1) 分子式	マラカイトグリーン	$C_{23}H_{25}ClN_2$
	ロイコマラカイトグリーン	$C_{23}H_{26}N_2$

(2) 分子量	マラカイトグリーン	365
	ロイコマラカイトグリーン	330

## (3) 構造式



マラカイトグリーン



ロイコマラカイトグリーン

## (4) 性状

光沢青緑色結晶で水に可溶（青緑色）、エタノールに易溶（青緑色）、最大吸収波長 616.9nm、pH2 以下で黄色。

## (5) CAS 番号 569-64-2(マラカイトグリーン)

## (6) 毒性

核酸塩基と親和性を持つ構造から、発がん性が予想されていますが、現在、日本においてもまた FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)においても毒性評価がなされておらず、国際基準も設定されていません。

## 3. 国内における状況

マラカイトグリーンは、我が国では合成抗菌剤として観賞魚の水カビ病の治療などに使用されていますが、薬事法に基づき養殖水産動物への使用は禁止されています。

また、食品衛生法に基づき、マラカイトグリーンが検出された食品は流通、販売等することは出来ません。

#### 4．諸外国における状況

##### ( 1 ) 中国

2002年5月に「食用動物への使用を禁ずる動物用医薬品及びその化合物リスト」に組み入れられ、国により全ての食用動物への使用が禁じられています。

2005年8月には輸出した鰻製品からマラカイトグリーンが検出されたため、広東省輸出入検査検疫所は輸出の一時停止及び製品の全面回収命令を講じています。

##### ( 2 ) 米国・EU

1970年代半ばからマラカイトグリーンに対して発がん性が指摘されるようになり、1981年には米国で、2002年にはEU加盟国やノルウェーでも食品関連への使用が禁止されました。

#### 5．参考情報

中国産養殖鰻のマラカイトグリーン検出について、厚生労働省はQ & Aとして取りまとめ、公表していますので、ご参照下さい。

( <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/qa/050804-1.html> )